

○長崎大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規程

平成25年6月21日

規程第27号

改正 平成27年10月23日規程第45号

平成29年1月27日規程第4号

平成29年12月26日規程第56号

平成30年6月26日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学（以下「本学」という。）における共同研究講座及び共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同研究講座等は、共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）から受け入れる経費等を活用して設置運営し、当該研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする民間機関等から受け入れる経費等を活用して本学の部局等に設置されるもので、講座に相当するものをいう。
- (2) 共同研究部門 共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする民間機関等から受け入れる経費等を活用して本学の部局等に設置されるもので、研究部門に相当するものをいう。
- (3) 部局等 戦略本部等（国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第31条の2から第31条の7までに規定する本部・機構，同基本規則第32条から第32条の8までに規定する支援センター等），各学部，各研究科，各附置研究所，病院，附属図書館，保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局等の長をいう。

(名称)

第4条 共同研究講座等には、共同研究講座等における研究の内容を示す名称を付するもの

とする。

- 2 共同研究講座等の名称について、当該民間機関等から申出があった場合は、当該民間機関等が明らかとなる名を前項の名称に付加することができる。

(存続期間等)

第5条 共同研究講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、特に必要があると認める場合は、存続期間を更新することができる。

- 2 存続期間を更新する場合の手続は、第9条及び第10条に規定する設置の手続に準じて行うものとする。

(構成等)

第6条 共同研究講座等は、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当者1人の教員で構成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、共同研究講座等の研究の遂行上特に支障がない場合には、教授、准教授、講師又は助教相当者1人の教員で構成することができる。

- 3 共同研究講座を担当する教員の名称は共同研究講座教員とし、共同研究部門を担当する教員の名称は共同研究部門教員とする。

- 4 共同研究講座教員及び共同研究部門教員（以下「共同研究講座等教員」という。）の身分は、有期雇用職員とする。

- 5 共同研究講座等教員の選考は、民間機関等の意向に配慮し、本学の専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

- 6 共同研究講座等の構成員として、本学教員を兼務させることができるものとする。

- 7 共同研究講座等に民間機関等の研究者を受け入れる場合は、長崎大学共同研究取扱規程（平成16年規程第66号。以下「共同研究取扱規程」という。）第2条第2号に規定する民間等共同研究員として受け入れることができるものとする。

(職務内容)

第7条 共同研究講座等教員は、当該共同研究講座等における教育研究に従事する。

(経費等)

第8条 共同研究講座等の設置に係る経費は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

- 2 前項の経費は、共同研究取扱規程の定めるところにより、研究経費として受け入れ、経理するものとする。

(設置の申請)

第9条 部局長は、民間機関等から共同研究講座等の設置の申込みがあった場合において、当該共同研究講座等の設置が本学における教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、部局運営会議又は学内共同教育研究施設等計画委員会の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 共同研究講座等設置申込書 (別記様式第1号)

(2) 共同研究講座等の概要 (別記様式第2号)

(設置の決定)

第10条 学長は、前条の申請内容が本学の教育研究の進展及び充実に寄与すると認められる場合は、当該共同研究講座等の設置を決定するものとする。

(契約の締結)

第11条 学長は、共同研究講座等の設置を決定したときは、直ちに当該民間機関等と共同研究講座設置契約書又は共同研究部門設置契約書を締結し、部局長に通知しなければならない。

(他機関との共同研究等)

第12条 本学と民間機関等との合意に基づき、当該民間機関等以外の研究機関 (以下「第三者」という。) と共同研究講座等における研究に関連した共同研究、受託研究等を行い、又は第三者への委託を行うことができるものとする。

(共同研究の取扱い)

第13条 共同研究講座等で実施する共同研究の取扱いについては、共同研究取扱規程に定めるところによる。ただし、当該民間機関等から受け入れる民間等共同研究員に係る研究料は、徴収しない。

2 この規程の規定と共同研究取扱規程の規定が競合する場合は、この規程の規定を適用するものとする。

(内容等の変更)

第14条 共同研究講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、第9条及び第10条に規定する設置の手続に準じて行うものとする。

(知的財産権の出願等)

第15条 学長及び民間機関等は、共同研究講座等における共同研究の結果、発明等を創造した場合において、知的財産権の共同出願等 (外国出願を含む。) を行おうとするときは、

持分等を定めた共同出願等の契約を締結するものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

附 則 (平成27年10月23日規程第45号)

この規程は、平成27年10月23日から施行する。

附 則 (平成29年1月27日規程第4号)

この規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日規程第56号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日規程第36号) 抄

1 この規程は、平成30年7月1日より施行する。

別記様式第1号

平成 年 月 日

殿

申込者
住 所 (所在地)
(法人の名称)
(代表者の職)
氏 名

印

共同研究講座等設置申込書

下記のとおり共同研究講座等の設置に係る経費等を申し込みます。

記

- 1 共同研究講座等の名称
- 2 設置目的
- 3 設置期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 4 納入金額 総額 円
- 5 納入方法 (一括又は分割の別。分割の場合はその時期, 金額)
- 6 その他

別記様式第2号

共同研究講座等の概要

1. 共同研究講座等設置部局					
2. 共同研究講座等の名称					
3. 民間機関等名					
4. 民間機関等の概要					
5. 研究題目					
6. 共同研究講座等の設置目的及び研究内容					
7. 共同研究講座等の構成及び設置の必要性					
8. 共同研究講座等設置期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
9. 経費の納入予定日	平成 年 月 日				
10. 経費の負担額(消費税及び地方消費税含む。)	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	計
	直接経費				
	間接経費				
	合計				
11. 提供設備等					
12. 共同研究講座等教員の職名・氏名	講座等での職名	氏名	現職		
13. その他					

注) 研究期間が3年を越える場合は、「5. 研究に要する経費の負担額」の欄を適宜追加すること。